

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。



また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する家庭を支援する環境の整備が求められていますが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在しています。

本市では、このように、子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子育て家庭を支え、子どもの自主性を育み、また、地域の人々で子育てを担い、子どもとともに育ちあう地域づくりを進めるため、子育て家庭のニーズに応えられるよう各種保育・子育て支援サービスの充実などに取り組むとともに、子育ての不安や

悩みを軽減し、楽しさを実感することができるよう、きめ細やかな相談体制の充実や、保護者と子どもの居場所づくり、地域の子育て環境づくりなど、様々な取り組みを進めてきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てができるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、行政をはじめ地域社会全体で支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子ども・保護者・地域がつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切です。

## 2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの成長や子育てをめぐる環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

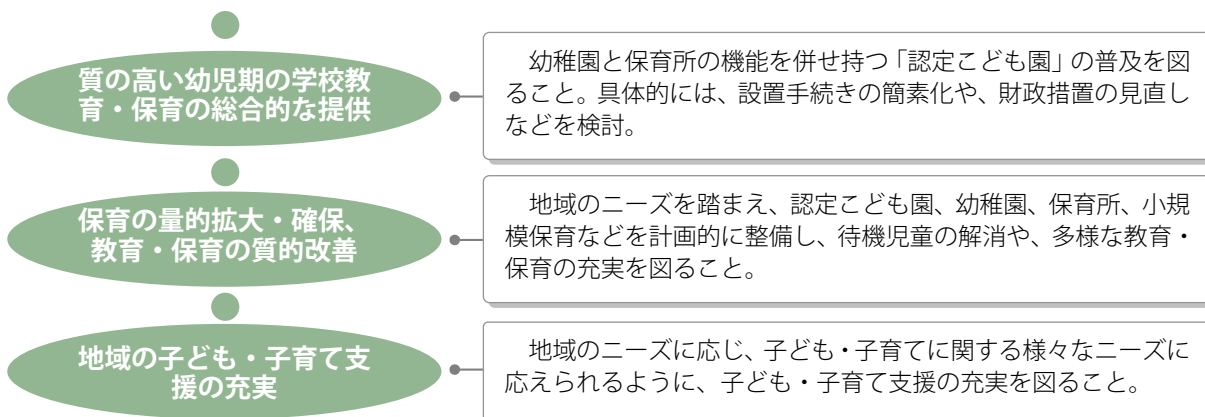
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、『「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す』との「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく松原市次世代育成支援行動計画と統合し、子ども及び子育て家庭に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでを切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

### 【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



### 3 計画の位置づけ

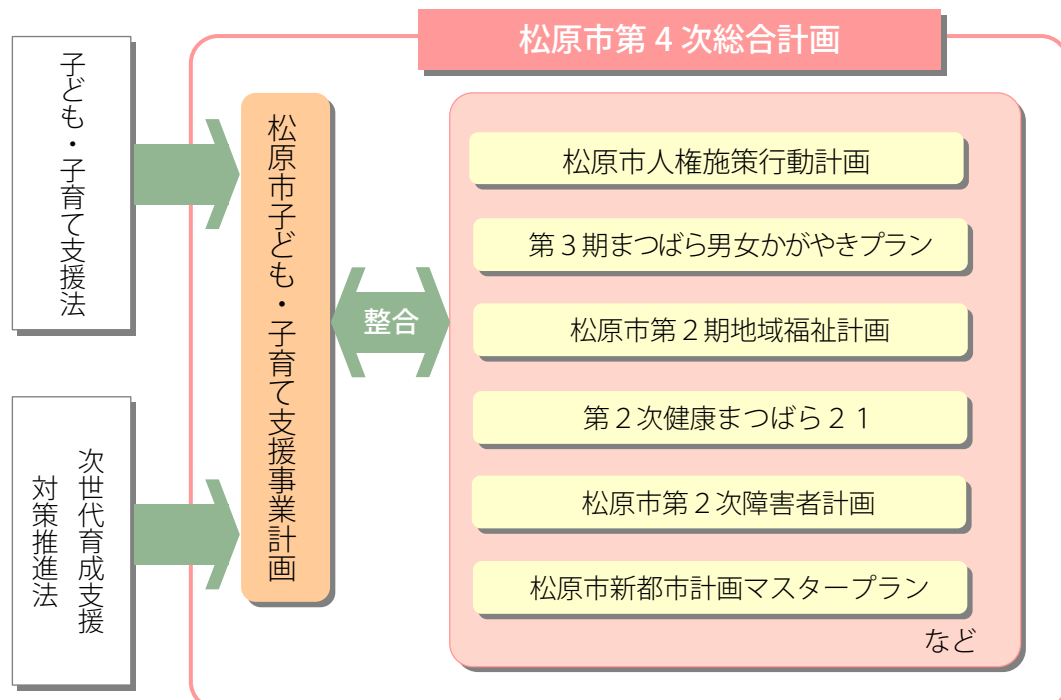
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく計画で、すべての子ども自身の成長と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、NPO法人、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

これまでその取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく松原市次世代育成支援行動計画と統合し、子どもと家庭に関する施策を体系化します。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、松原市第4次総合計画、松原市人権施策行動計画、第3期まつばら男女かがやきプラン、松原市第2期地域福祉計画、第2次健康まつばら21計画、松原市第2次障害者計画、松原市新都市計画マスタープランをはじめとした、他の計画などとの整合を図ります。

【 計画の位置づけ 】

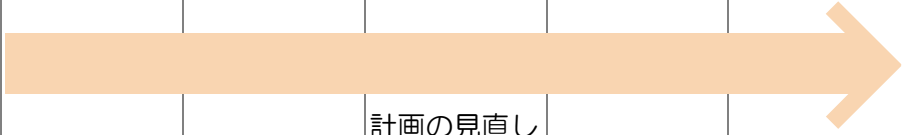


## 4 計画期間

「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定					
			計画の見直し		

## 5 計画策定体制と経過

### (1) 市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、平成25年10月から11月にかけて子育て中の保護者や妊婦の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳就学前児童の保護者、小学校1～3年生の保護者、妊婦を対象として、「次世代育成支援に関するニーズ等調査」を実施しました。

### (2) 「子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「松原市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

### (3) パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策などの案をよりよいものにするために、市民の皆さんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策などに活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。

計画の素案に対しパブリックコメントを実施し、本計画策定の際の参考にしました。